

ご意見と回答

提案・意見

地方税法第 701 条の文言解釈について(回答:6 月 10 日時点)

(2026 年 5 月受付)

地方税法第 701 条には「入湯税を課するものとする」と規定されていますが、この「課するものとする」という文言について、本市では法令実務上どのような性質の規定として整理されているのか、ご教示いただけますでしょうか。

例えば、絶対的な義務規定として整理されているのか、あるいは原則的な規定として整理されているのかなど、お伺いできれば幸いです。

また、この点については、他自治体においても同様の整理となるものなのか、併せてご教示いただけますと幸いです。

回答

前回の回答と同様になりますが、本市では、地方税法第 5 条第 4 項や地方税法第 701 条の規定に基づき、伊勢市市税条例第 141 条に「入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。」と規定しております。

また、他自治体における該当規定の整理状況につきましては、各自治体にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

課税課(2026 年 6 月回答(6 月 6 日~12 日))

カテゴリ:<暮らし・環境>税金

ご意見と回答

提案・意見

市立伊勢総合病院の清掃業務について(回答:6月9日時点)

(2026年5月受付)

浄化槽清掃については、施設規模、流入汚水量、流入水質、汚泥発生量、維持管理状況等に応じて、適切な頻度および数量が設定されるものと理解しております。また、病院運営においては、病床利用率、患者数、水使用量、厨房稼働状況等が年度によって変動することから、浄化槽汚泥の発生量についても変動するものと考えております。

そのため、現在実施されている浄化槽清掃業務について、どのような考え方・根拠に基づき、現在の清掃頻度および清掃数量が設定・継続されているのか関心を持っています。

つきましては、以下についてご教示いただけますでしょうか。

1. 現在の浄化槽清掃頻度および清掃数量は、どのような根拠に基づき設定されているのでしょうか。
2. 病院開設後の運営状況や実流入水量など実測データを踏まえ、清掃頻度および清掃数量の見直し・検証を実施したことはありますか。
3. 見直し・検証を実施している場合、その判断に用いている主な指標をご教示ください。
4. 見直し・検証を実施していない場合、今後、実測流入水量・実測水質・実搬出量等を踏まえて、清掃数量の妥当性を確認する予定はありますでしょうか。

本件は、公共施設における維持管理業務の適正な運用について確認させていただくものです。

回答

清掃業務について以下のとおり、回答します。

1. 現在の浄化槽清掃頻度及び清掃数量につきましては、施設規模や流入汚水量などに基づき、設定しております。
 - 2、3. 流入汚水量などを定期的に確認していますが、開院当初から大きな変動がないため、見直しは、実施しておりません。
 4. 当院の病床数や患者数などについては、開院当初から大きな変動がないため、これまで見直しは行っておりませんが、変動が大きい場合には、見直しについて、検討したいと考えております。
- 今後とも、維持管理業務の適正な運用に努めてまいります。

市立伊勢総合病院(2026年6月回答(6月6日~12日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

下水道工事後の道路の修復について(回答:6月9日時点)

(2026年5月受付)

昨年下水道工事が終了した地域に住んでいます

ほかの地域の道路も同じだと思いますが

修復された道路が元の道路と高さが違っていたりして凸凹しています

景観も悪く、砂利などが溜まり

転倒などの原因にもなるので修復し直して欲しい

回答

該当場所は下水道管の布設工事を完了していますが、舗装については仮復旧の状態となっています。そのため、凹凸が生じたり、景観が損なわれており、ご不便をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

下水道管布設工事が完了した後、一定の期間、舗装は仮復旧の状態となりますが、今年度以降にはアスファルト舗装で本復旧する工事を計画しております。

なお、道路の安全な通行を確保する観点から、下水道工事後の仮復旧箇所については随時点検を実施しているところでございますが、お気づきの点がございましたら、下水道課までご連絡いただければ、現地確認の対応をさせていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

下水道課(2026年6月回答(6月6日~12日))

カテゴリ:まちづくり・インフラ>上下水道

ご意見と回答

提案・意見

水道基本料金の無料について(回答:6月11日時点)

(2026年6月受付)

ホームページで、集合住宅等についての基本料金無償の記載がありました。

集合住宅等で、家主・管理会社等が一括して給水契約をしている場合は、家主・管理会社等に対して市が請求する水道料金の基本料金が対象です。

と書いてあるが、結局家主が無料になるだけで、伊勢市が基本料金無料にしたにも関わらず、家主から毎月のように水道基本料金を請求をされます。

この制度自体とても不公平なものになっているので、市の方でこうした被害者の救済をしてください。

なぜこんな形でしか実現できなかったのか教えてください。

これなら市民全員に給付を上乗せした方が断然良かったです。

回答

水道基本料金の無料化については、伊勢市と給水契約をしている個人・事業者が対象となっています。また、集合住宅等で一括して給水契約をしている場合は、給水契約者である家主・管理会社等が各戸世帯に請求する金額を決定されることとなります。

令和8年2月から3月に検針お知らせ票と併せて配布しました上下水道部だよりにて、基本料金無料化について「契約者様におかれましては、この支援の趣旨をご理解のうえ、各戸への請求等にご配慮ください。」と掲載し、各戸世帯への請求金額に反映していただくようお願いしています。また、ホームページに、集合住宅等で一括して給水契約をしている場合の各戸への請求等について、契約者様にご配慮いただくよう、追加記載をいたしました。入居者様からも家主・管理会社等にご連絡・ご相談をいただくようお願いいたします。

料金課(2026年6月回答(6月6日~12日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

立体駐車場 説明会の件(回答:6月12日時点)

(2026年6月受付)

立体駐車場計画の今回の見直しについて市からの情報発信が全く無いのですが(伊勢市のLINE等情報発信方法いくつも方法は有ると思います)

新聞で【立体駐車場の見直しへ】の記事で一部計画の見直しを知りました。

白紙ではなく、見直しだそうです。新聞によると「市は交通環境の影響の調査や住民への説明を進める必要があると判断し今後は、地元住民の理解を得る事を第一にしたい」と報道されていますが、私達は今回はこの内容(住民への説明責任、理解を得る事が第一)を本当に信じてよろしいでしょうか？

昨今、立体駐車場計画の概要が館町以外の周辺近隣住民及び伊勢市内の一部の人にも周知されて、計画内容についての説明の要望が多い事をしりました。

以前に市から中村町、宇治四ヶ町へもしっかり説明したとなっておりますが、各町役員のみが知るだけで一般住民は、ほとんど内容が周知されていないのが現状のようです。

今後はそれぞれ各町の住民への説明責任と理解が得る事ができるよう、自治会(役員、組頭)のみでなく住民の希望者全員が参加出来る説明会を切に願います。また、この説明会についての市の回答は幾度も決まって自治会に相談、回答します、のみで何ら進展も無く現在まで、ずるずると来ております。

この内容について、真摯に受け止めていただき、現状内容について、一般住民の説明会への早急なご対応をお願いします。

回答

このたびの計画見直しは、地元自治会役員の皆様への説明の中で「渋滞が悪化するのではないか」といったご懸念の声を受け判断したものです。駐車場再編事業につきましては、まずは既存駐車場の設備更新を含む渋滞対策を実施し、その効果の検証や、立体駐車場の建設による影響調査を行ったうえ、地元の皆様との協議を経て、進めていくことといたしました。

今後、情報発信につきましては、市民の代表である議会への説明や市ホームページへの掲載など速やかに行ってまいります。

住民の皆様へのご説明につきましては、地元自治会の皆様とご相談しながら、対応してまいりたいと考えております。

市といたしましては、地域住民をはじめ、市民の皆様のご理解を得るよう、引き続き事業を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

交通政策課(2026年6月回答(6月6日~12日))

カテゴリ:その他>その他